

災害等における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と株式会社プラネットワーク（以下「乙」という。）は、災害等における無人航空機を活用した支援活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、多摩市内において自然災害や大規模事故、武力攻撃事態等の他、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じる恐れがある緊急の事態（以下「災害等」という。）が発生した場合において、乙による無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）を活用した支援活動及び平時における甲乙相互の協力体制について、必要な事項を定めることとする。

（支援活動の内容）

第2条 多摩市内において災害等が発生し、支援活動が必要であると認められる場合の支援活動の内容は、次に掲げるものとする。

- （1） 災害発生現場等の被災状況の把握及び情報収集支援
- （2） 被災者の捜索支援
- （3） その他甲が乙と協議の上、決定した事項

（支援活動の要請）

第3条 甲は、乙による支援活動が必要になったときは、支援活動要請書（第1号様式）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、甲はその後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（支援活動の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な限り甲に対し協力するものとし、速やかに甲が指定する場所に人員等を派遣する。

- 2 甲は、本件業務の遂行に関して必要となる指図は業務責任者に対して行うものとし、乙の従業員に対して指揮命令を行ってはならない。
- 3 乙の担当者は、航空法等の関係法令を順守するものとする。
- 4 乙は、支援活動が完了した場合、支援活動完了報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（映像等の権利帰属）

第5条 撮影した成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）は、甲に帰属する。

- 2 乙は、甲に対して、本件活動の遂行の過程で得られた成果品に係る著作者人格権を行使しない。
- 3 乙は、撮影した成果品を、甲の許可なく、インターネット、テレビ放送その他の手段により公開してはならない。

（平時の取組）

第6条 甲乙は、ともに平常時から災害に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換をするとともに、訓練等の具体的な活動を行うものとする。

- 2 乙による調査研究、訓練活動等が円滑に行えるよう、甲は、平常時から可能な範囲で乙に協力する

ものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、担当部署名簿(第3号様式)を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする

(経費の負担)

第8条 第4条及び第6条に規定する乙の活動等(以下「活動等」という。)に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除き、原則として乙の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙においていずれが経費を負担すべきか判断しがたい場合は、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

(災害補償等)

第9条 乙が実施する支援活動等に従事した者が当該活動等により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、乙が負担するものとする。

2 乙の支援活動等の実施中に第三者に損害を与えた場合は、乙がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲乙のいずれからも申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙の記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年11月1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
東京都多摩市
代表者 多摩市長 阿部裕行

乙 東京都多摩市鶴牧二丁目25番2
株式会社ブラネットワーク
代表者 代表取締役 紙上恒

支援活動要請書

株式会社プラネットワーク

代表取締役 様

多摩市長

災害等における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定第3条の規定に基づき、次の通り要請します。

要請内容	
支援場所	
支援期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	
連絡担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
口頭・電話等による要請日時	年 月 日 時 分

支援活動完了報告書

多摩市長

様

株式会社プラネットワーク

代表取締役

災害等における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定第4条第4項の規定に基づき、次の通り報告します。

支援場所	
支援期間	年 月 日 ~ 年 月 日
支援内容	
その他	
連絡担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス

担当部署名簿

【多摩市】

(年 月 日現在)

第一順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第二順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	

※電話番号については緊急時にも繋がるものが望ましい

【株式会社プラネットワーク】

(年 月 日現在)

第一順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第二順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	

※電話番号については緊急時にも繋がるものが望ましい